

令和 6 年 11 月定例舞鶴市教育委員会会議録

開 会 日 時 令和 6 年 11 月 19 日(火) 午後 2 時～午後 2 時 31 分

場 所 市役所別館 413会議室

出 席 委 員 廣瀬教育長 内藤委員 四方委員 小川委員 稗田委員 西谷委員

欠 席 委 員 なし

事務局職員

秋原指導理事

瀬野教育総務課長

志賀教育振興部長

川北教育総務課総務係長

日下部学校教育課長

水嶋学校教育課主幹

守屋学校教育課指導担当課長

村尾生涯学習推進課長

傍 聴 者 1 名

1 開 会

教育長 開会を宣告

2 令和 6 年 10 月定例教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

3 諸報告

(1) 教育長報告

事務局から教育長の主な活動を報告

(2) 各課報告

(教育総務課)

① 行事予定について

② 寄附の受納について(令和 6 年 10 月)

③ 後援の承認について(令和 6 年 10 月)

(学校教育課)

① 行事予定について

② 教育支援センター「明日葉」・「いじめ相談室」の 10 月の通級・相談等の状況について

(生涯学習推進課)

① 行事予定について

[質問・意見]

(四方委員)

教育支援センター「明日葉」の状況について。「明日葉」への通級の児童生徒が増えたことで、児童生徒の割振りについて検討が必要とのこと。家庭の様子や一人を好む性格等いろいろあると思いますが、どのような要因や要素を考慮されるのか。

(守屋担当指導課長)

希望される曜日等に偏りが生じた場合に、施設で対応できる人数に限りがあるため割振りを検討しなければならないと考えている。少人数を好む子、友達との関わりを深めたい子など、いろいろな子どもがいて、その子どもたち同士の組み合わせ等も検討しないといけないと考えている。ただ 1 学期から決まった曜日に来るという習慣化している部分もあるので、その辺りも考慮し、どのような形が一番子どもたちにとって良い学びの場になるのかを協議しているところ。

(四方委員)

おそらくとても難しいことだと思う。朝起きて行けるかなと思ったときだけ行くという子もいると推察する。そのような気持ちにも応えられるような形になればよいと思っている。

(稗田委員)

教育支援センター「明日葉」の状況について。チャレンジ・アウトドア・ライフをⅠ、Ⅱ、Ⅲと続けてこられ、成果も見られると思う。小学生 4 名は中学年と 6 年生とのことで、低学年の子どもは参加しにくいかもしれないが、2 泊 3 日の活動は、本当にチャレンジだと思う。家を離れて活動できたという達成感は、子どもたちの自己有用感に繋がると思う。このような取組を継続してほしい。

また、不登校の子どもたちには、今は、学校での別室登校をはじめ明日葉だけでなくいろいろな学びの場があるため、明日葉に通っている子は限られているのではないかと思う。できるだけ多くの子どもが通える機会があればいいなと思う反面、スタッフや施設など様々な課題が出てくるのではないかと思う。課題と考えられていることはあるか。

(守屋指導担当課長)

不登校の子どもたちのほとんどは学校へ登校できており、その中で明日葉に通っている子もいる。今まで社会と繋がりにくかった子どもたちが外に出て明日葉に通うということはすごく良

いことだと思う。明日葉に通う子が増えても施設の大きさやスタッフの人数で対応できる人数が制限されることがないよう、受け入れる体制としてどうしていくのかが今後の課題になると考える。また、明日葉は将来的には学校に戻っていけることを目指している部分もあるため、学校とのさらなる連携強化について、学校と協議を進めていかなければいけないと考えている。

4 議事

（教育長）

第 17 号議案、令和 6 年 11 月 19 日提出の「専決処理の承認を求めることについて（専決第 6 号）」、事務局から説明をお願いします。

（水嶋学校教育課主幹）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度教職員人事異動の内申を京都府教育委員会へ行うに際して、府の教職員人事異動方針に沿って舞鶴市教育委員会の「令和 7 年度教職員人事異動の内申方針」を、舞鶴市教育委員会基本規則第 10 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処理したので、同条第 2 項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるもの。

〔質問・意見〕

なし

（教育長）

第 17 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

教育長より、令和 6 年 11 月 19 日提出の第 18 号議案「令和 6 年舞鶴市議会 12 月定例会提出予定議案に係る意見について」は、舞鶴市議会提案前の案件であるため、舞鶴市教育委員会会議規則第 10 条により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

（以下、非公開）

（教育長）

第 18 号議案、令和 6 年 11 月 19 日提出の「令和 6 年舞鶴市議会 12 月定例会提出予定議案に係る意見について」、市長から教育委員会へ意見を聴取されている事項「令和 6 年度舞鶴市一般会計補正予算（第 5 号）」について、事務局から説明をお願いします。

（瀬野教育総務課長）

令和 6 年舞鶴市議会 12 月定例会に提出を予定している議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められたので、異議ない旨を申し出ることについて提案するもの。

(瀬野教育総務課長)

令和 6 年度舞鶴市一般会計補正予算（第 5 号）「職員給与費」について説明。

(日下部学校教育課長)

令和 6 年度舞鶴市一般会計補正予算（第 5 号）「児童生徒尿検査業務委託経費」「教職員定期健康診断業務委託経費」について、債務負担行為見積書に基づき説明。

[質問・意見]

なし

(教育長)

第 18 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

5 その他

次回の定例教育委員会は、12 月 24 日(火)午後 2 時から開催することを確認。

6 閉 会

教育長 閉会を宣告